

第3回WGにおいて構成員から御発言のあった点 についてのオブザーバの御意見・御質問

令和7年12月
総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部

- ✓ 11月25日(火)に開催した「ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金のワーキンググループ」(第3回)において、第二種適格電気通信事業者が発表した制度に対する要望・提案のうち、構成員から「3年後検討を待たずに、速やかに、実現する方向で検討を進めるべき」とのご発言があった以下の4点につき、11月25日(火)から12月1日(月)までの間、オブザーバに御意見を求めたところ、次ページ以降のとおり、5者から御意見・御質問があった。

①	特別支援区域の指定を公表する場合には、個々の特別支援区域について、いずれの理由で指定されるのか、を合わせて公表すること。 (事務局注:電気通信事業法第110条の2第2項第1号に掲げるイ又はロのいずれに該当する区域なのか、ロに該当するときは、同令第40条の8の5第2項に掲げる第1号又は第2号のいずれに該当する区域なのか、を合わせて公表することを想定しています。)
②	国勢調査における単位区域である“町丁・字”と、一般的に利用されている、いわゆる“住所情報”とを容易に紐付けることが可能なツールを準備し、第二種適格電気通信事業者、及び第二種適格電気通信事業者の指定の申請を検討する者に提供すること。(公表すること。)
③	電気通信事業法施行規則第40条の5の2の規定に基づき第二種適格事業者が毎年8月末までに総務大臣に提出する第二号基礎的電気通信役務収支表につき、4/1～3/31以外の期間の会計年度の使用を許容すること。 (事務局注:電気通信事業法第107条第2号の“年度”の規定内容については、“必要に応じ”、“今後”、議論することを想定しています。)
④	支援区域の新たな指定・解除が行われても、原価計算時に基礎とした支援区域と、次年度の第二種交付金の交付時に基礎とする支援区域が整合するようにすること。 (事務局注:原価計算をした支援区域について、その年度中に支援区域の指定が解除された場合には、少なくとも次年度における交付金は交付することとする、ことを想定しています。現行制度では、新たに支援区域を指定した場合には、その後の手続きを経て、次々年度(2年後)から交付金の交付が開始されますので、上述の措置を講ずることにより、支援区域の指定から交付金の交付開始まで、と、支援区域の解除から交付金の交付停止まで、の期間が、同じになります。)

株式会社NTTドコモ

・ご記載いただいた論点について、3年後見直しを待たずに検討すること、並びに検討の方向性について賛同。

KDDI株式会社

・検討事項①～④につきまして、弊社としては特段異論ございません。

ソフトバンク株式会社

- | | |
|---|---|
| ① | ・制度の有効活用に資すると考えられることから、異論ありません。 |
| ② | ・制度の有効活用に資すると考えられることから、異論ありません。 |
| ③ | ・適格事業者の2号基礎的電気通信役務全体の収支が黒字であり、交付金算定の対象外となる場合に限り、4/1～3/31以外の期間の会計年度の使用を許容することについて、第二種適格事業者の運用負担軽減の観点から、異論ありません。
・ただし、電気通信事業法その他関連の規定に幅広く「年度」の定義があるため、この変更により、他への影響が生じないことを確認することが必要と考えます。 |
| ④ | ・今回は、支援区域の新たな指定・解除において、原価算定および交付金交付の基礎とする支援区域を整合させるための見直しをすることについて、指定・解除のサイクルとそのバランスを考慮すれば、一定の合理性があると考えため、異論ありません。 |

日本ケーブルテレビ連盟

①	・今後、多くのケーブルテレビ事業者が第二種適格事業者として申請を行うか否かの判断を行う際にも有益な情報かと思しますので、是非ともすぐにでも検討を開始いただきたいと思います。 なお、「指定」の理由だけでなく、「解除」の理由も公表していただきたいと思います。
②	・この制度に参入したいという事業者の手間・コスト低減のためには必要なツールと考えております。現状、同一町丁目でKEYCODEが異なる場合にどの番号と指しているのか分からず、全て同じとみなした対応を行っている事業者もあるようですし、同一KEYCODE内『町丁・字重複フラグ』なるものが、更に事業者の作業を複雑化させているケースもあるようです。 (特に京都においては地名に「二つの名」が存在し、KEYCODEに示される住所と合致しないケースも多いとのこと) このように既に事業者が混乱を招いている事態にも陥っていますので、是非とも早急な検討を開始いただきたいと思います。
③	・ケーブルテレビ事業者の中には、4/1～3/31を事業会計年度としていない会社も多い実態も確認出来ていますので、数多くの事業者が申請を行える（申請障壁を減らす）ためにも、この改善には早急に取り組んでいただきたいと思います。
④	・本来交付されるはずだったものが、交付されなくなるというのは事業者観点で言えば、事業インパクトはゼロではありません。指定と交付の空白期間短縮も含め、検討をお願いしたいと考えております。

楽天モバイル株式会社

①	(意見なし)
②	・ツールの準備・維持に要する費用については、利用者に追加負担が生じることのないよう、第二種交付金の原資となる第二種負担金からは充当しないことを、第二号基礎的電気通信役務の提供に係る第二種交付金及び第二種負担金算定等規則に明記すべきと考えます。
③	・第二号基礎的電気通信役務収支表において、4/1～3/31以外の期間の会計年度(例：1/1～12/31)の使用の許容を実現する方向で検討していると理解しております。 - 他の制度では4/1～3/31以外の期間の会計年度を使用することが許容されていないと認識しておりますが、本件については4/1～3/31以外の期間の会計年度の使用が許容されるのは、どのような理由によるのでしょうか。
④	・貴省ご担当者様からは「第二種事業者が予見し得ない理由により支援区域の指定が解除された場合において、事業者による交付金負担の発生を防止するための運用変更である」と補足説明をいただきました。 - 当該運用においては、「第二種事業者が予見し得ない理由により支援区域の指定が解除」された場合のみ、次年度における交付金は支給されるという理解で相違ないでしょうか。 - 上記以外に交付金が支給されるケースがあればご教示をお願いいたします。